前回会議(4/26)での主な御質問・御意見について

(1)経済的困難者の対象者確認方法について

東京都の私立高校については、奨学給付金の申請手続きに関して私学財団に 直接個人が申し込む方法をとっており、学校は一切関知していない。合理的にき ちんと把握できるような方法を検討してほしい。

(2)例外措置(経済的困難者)に該当する高校2年生の受験料の扱い

高2の成績については、経済的な事情等により高3の成績に代えて活用することができることとなっている以上、経済的に困難な事情を有する生徒については、高2の時の受験料についても低減すべきではないか。

(3)トラブル等発生時の大学側の対応例

何らかのトラブル等が発生して、当該試験の成績が使えなくなるということが年末又は年明けに発覚した場合、大学側はどのような対応をすべきか。各大学が個別に対応するのか、あるいは設置者別に方針を検討すべきなのか。特定の受験生の成績が使えなくなるというようなことが起こった時、それについてのガイドラインを作るべきではないか。